

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年4月17日（平成29年（行情）諮問第143号）

答申日：平成29年11月13日（平成29年度（行情）答申第299号）

事件名：「労働災害のしおり 内容「事故については真摯に錯誤なく」「事業主が法律を持っている場合はそれに準じる」（平成16年の夏頃特定労基担当者より渡された）」の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「労働災害のしおり 内容「事故については真摯に錯誤なく」「事業主が法律を持っている場合はそれに準じる」（平成16年の夏頃特定労基担当者より渡された）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年12月22日付け千労発基1222第4号により、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成16年特定労基の担当者に受給権の保護を求めた。

その後、夏頃に受け取った「労働災害のしおり」は労災保険審査会に提出した。

平成28年10月18日、審査会の指導で安全衛生部に、その内容等を問い合わせたところ、そんな行政文書は無いとの説明があった。

存在しない行政文書等で、不支給決定通知を受けた件で、そこに理由がある限り、審査請求する。

原処分の取消しを求める。

（2）意見書

監督署に受給権の保護を求めた時、労災については徹底的にやると話した。その後受け取ったのが、「労働災害のしおり」であり、今度も監

督署が指導したので開示の手続きをした。

この「労働災害のしおり」は、労災保険審査会に提出した。内容については、その部分が興味深く、強烈な印象を受け、記憶に残ったので、これを開示請求した。これがパンフレット類であったとしても、担当者から受け取った事に間違いはない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成28年11月22日付け（同月24日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、「労働災害のしおり 内容「事故については真摯に錯誤なく」「事業主が法律を持っている場合はそれに準じる」（平成16年の夏頃特定労基担当者より渡された）」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成28年12月22日付け千労発基1222第4号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成29年1月15日付け（同月16日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法9条2項の規定に基づき不開示とした原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、

- ① 「労働災害のしおり」と題されている、
- ② 本件対象文書内に、「事故については真摯に錯誤なく」及び「事業主が法律を持っている場合はそれに準じる」旨の記載がなされている、
- ③ 遅くとも平成16年に特定労働基準監督署に存在していた、
の全ての条件を備えた行政文書である。

(2) 本件対象文書の保有について

本件審査請求を受け、処分庁に確認をしたところ、

- ① 過去に千葉労働局又は特定労働基準監督署において、「労働災害のしおり」と題された行政文書を作成したことはない、
- ② 本件開示請求を受け、千葉労働局内及び特定労働基準監督署内の行政文書を保管する書庫等を探索し、本件対象文書を保有していないことを確認している、

とのことであり、また、厚生労働省本省においても「労働災害のしおり」と題された文書は作成されていないところであり、本件対象文書の存在

は確認されなかった。

さらに、請求者は、審査請求書において、「平成16年、特定労基の担当者に受給権の保護を求めた。その後、夏頃に受け取った「労働災害のしおり」は労災保険審査会に提出した。」として、本件対象文書の存在を主張しているが、諮問庁において確認したところ、本件対象文書が労働保険審査会に提出された事実は確認できなかった。

(3) 原処分における不開示とした理由について

原処分においては、相当な期間を設けて補正を求めたにも関わらず、対象行政文書の十分な特定がなされず、形式的な不備がある不適法な請求であるとして不開示と決定している。

当該不開示とした理由について、処分庁に確認したところ、

- ① 本件開示請求を受け、本件対象文書を探索したが、その存在は確認できなかったため、本件対象文書を保有していない旨を請求者に教示し、取り下げに係る意向を伺った、
- ② これに対し、請求者は本件開示請求を取り下げる意向は示さなかったため、原処分を行った、

とのことであった。

上記を踏まえると、本件対象文書を保有していないこと及びその説明は諮問庁として是認できるものの、本件対象文書を保有していない場合については、法4条2項に規定する「形式上の不備」には当たらないものと解され、上記①の教示及び意向の確認についても同項に基づく補正の求めであるとは認められないため、本来であれば、文書を保有していないことから文書不存在による不開示決定を行うことが妥当であり、処分庁の判断は必ずしも適切とは言えなかったものと判断され得る。

一方で、上記①のとおり、処分庁は請求者に対し、本件対象文書を保有していないことを教示していることから、請求者は、既に本件開示請求の利益を享受していると考えられ、原処分を取り消し、理由を改めた上で処分をやり直す意味はないものであるから、原処分を維持することが妥当であると考ええる。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書において、「存在しない行政文書等で、不支給決定通知を受けた件で、そこに理由がある限り、審査請求する。原処分の取消しを求める。」等主張しているが、上記3(2)のとおり、処分庁は本件対象文書を保有していないものであることから、請求者の主張は認められない。

5 結論

以上のとおり、原処分は結論において妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考ええる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月17日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 同月19日 | 審査請求人から資料を收受 |
| ⑤ | 同年7月27日 | 審議 |
| ⑥ | 同年11月9日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「労働災害のしおり 内容「事故については真摯に錯誤なく」「事業主が法律を持っている場合はそれに準じる」（平成16年の夏頃特定労基担当者より渡された）」の開示を求めるものである。

処分庁は、相当の期間を設けて補正を求めたにも関わらず、本件対象文書の特定がなされなかったため、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、処分庁において本件対象文書を保有していないことから、法4条2項に規定する「形式上の不備」には当たらず、文書不存在による不開示決定を行うことが妥当であったが、原処分を取り消す意味はないため、原処分を維持することが妥当であるとしている。

このため、本件対象文書の保有の有無について、以下、検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、本件対象文書を保有していないことについて、理由説明書（上記第3の3(2)）において、以下のとおり説明する。

本件審査請求を受け、処分庁に確認をしたところ、

- ① 過去に千葉労働局又は特定労働基準監督署において、「労働災害のしおり」と題された行政文書を作成したことはない、
- ② 本件開示請求を受け、千葉労働局内及び特定労働基準監督署内の行政文書を保管する書庫等を探索し、本件対象文書を保有していないことを確認している、

とのことであり、また、厚生労働省本省においても「労働災害のしおり」と題された文書は作成されていないところであり、本件対象文書の存在は確認されなかった。

さらに、審査請求人は、審査請求書において、「平成16年、特定労基の担当者に受給権の保護を求めた。その後、夏頃に受け取った「労働災害のしおり」は労災保険審査会に提出した。」として、本件対象文書の存在を主張しているが、諮問庁において確認したところ、本件対象文

書が労働保険審査会に提出された事実は確認できなかった。

- (2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、審査請求人の労働保険審査会への資料の提出状況について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

審査請求人からは、平成27年特定月日に労働保険審査会に再審査請求がされている。審査請求人から提出された資料については、現在も労働保険審査会において保有しており、担当者が当該資料を確認したが、審査請求人が提出したと主張する「労働災害のしおり」は含まれていなかった。

- (3) 上記(1)及び(2)の諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。また、探索の範囲についても不十分であるとはいえない。

したがって、千葉労働局において本件対象文書を保有しているとは認められないことから、本件対象文書の開示請求につき、形式上の不備があるとして不開示とした原処分については、不存在による不開示決定をすべきであるが、原処分を取り消して再度不開示決定をする実益はないので、結論において妥当である。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、千葉労働局において本件対象文書を保有しているとは認められないので、結論において妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子